

●香川県選挙管理委員会告示第23号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第15条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、審査分会長及びその職務代理者を次のとおり選任する。

令和8年1月27日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

審 査 分 会 長	審 査 分 会 長 職 務 代 理 者
住 所	氏 名
高松市	中村 将